

1 利子所得

★★

公社債や預貯金の利子などが利子所得になる

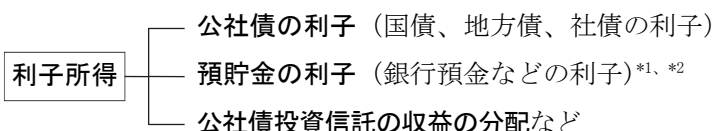
Theme

1 利子所得とは 頻出！

利子所得とは、公社債および預貯金の利子ならびに公社債投資信託の収益の分配などに係る所得をいいます。

*1 友人に対する貸付金の利子は利子所得ではなく雑所得になります。

*2 事業用資金の銀行預金の利子は事業所得ではなく利子所得になります。



2 非課税とされるもの

利子所得のうち次のものは非課税になります。

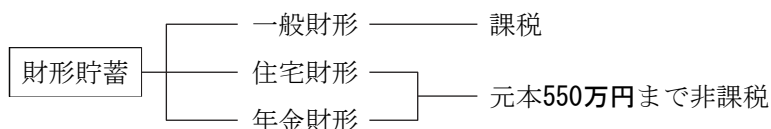
(1) 障害者等のマル優などの利子

障害者等については、元本350万円以下の少額預貯金等の利子（マル優）、元本350万円以下の公債（国債・地方債）の利子（マル特）は、非課税になります。

(2) 財形貯蓄の利子のうち一定のもの

サラリーマンの財形貯蓄のうち住宅財形貯蓄と年金財形貯蓄について、あわせて元本550万円までの利子は、非課税になります。

【財形貯蓄制度】



(3) 納税準備預金の利子

納税準備預金の利子は、原則として非課税になります。

ただし、納税準備預金を租税納付目的以外で引出した場合には、課税されます。

3 利子所得の金額

利子所得の金額は、受取った利子の金額（収入金額）をいい、控除する金額はありません。

4 源泉徴収

利子所得は、支払を受けるときに、20%（所得税15%※、住民税5%）が源泉徴収されます。

※ 所得税は、復興特別所得税2.1%増（15%→15.315%）とされます。
したがって住民税と合わせて20.315%となります。

5 課税方法 **頻出！****(1) 預貯金の利子など**

源泉徴収税額だけで、所得税や住民税の課税関係が完結します。

これを、源泉分離課税*1といい、確定申告をする必要はありません。

(2) 特定公社債の利子*2、*3、公社債投資信託の収益の分配など

次のうちいずれかを選択します。

① 申告不要*4

確定申告をしないことができます。

源泉徴収税額だけで、所得税や住民税の課税関係が完結します。

したがって、源泉分離課税と同様になります。

② 申告分離課税*4

他の所得と合算せず分離して課税されますが、確定申告は必要です。

上場株式等に係る配当所得等の金額という課税標準で課税します（P24、62参照）。

*1 源泉分離課税は、源泉徴収が行われたことで適正な税額が納税されたことになり、課税関係が完結します。確定申告を行うこともできません。

*2 一般公社債の利子は源泉分離課税の対象となります。

*3 特定公社債とは国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債などをいいます。

*4 特定公社債の利子等については、確定申告が必要ですが、すでに源泉徴収が行われているため、申告をしないこともできます。

なお、上場株式等の譲渡損失の金額などがある場合には、利子に係る源泉徴収税額の還付が行われることもありますので、このときは申告分離課税を選択して、確定申告を行うと有利です。

【例 題】

利子所得の課税方法を説明しなさい。

- (1) 定期預金の利子
- (2) 国債の利子

【解 答】

- (1) は、源泉分離課税
- (2) は、申告不要又は申告分離課税（選択適用）

ケーススタディ

所得税における利子所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特定公社債の利子については、申告分離課税の対象となる。
2. 一般公社債（特定公社債以外の公社債）の利子については、源泉分離課税の対象となる。
3. 公募公社債投資信託の収益分配金については、申告分離課税の対象となる。
4. 友人への貸付金より受けた利息に係る所得は、利子所得に該当する。

正解 4

1. ○ 特定公社債の利子は、申告不要または申告分離課税となる。
2. ○ 一般公社債の利子は、源泉分離課税の対象となる。
3. ○ 公募公社債投資信託の収益分配金は、申告不要または申告分離課税となる。
4. × 友人への貸付金より受けた利息に係る所得は、雑所得に該当する。

2 配当所得

★★★

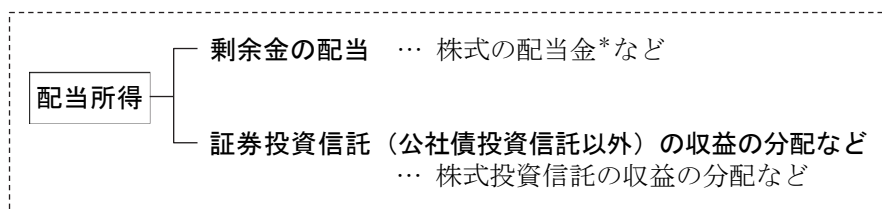
会社からの配当金などが配当所得になる

👉 頻出!

Theme

1 配当所得とは

配当所得とは、剰余金の配当および証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などに係る所得をいいます。



*個人事業主が事業用資金で購入した株式の配当金は事業所得ではなく、配当所得となります。

2 配当所得の金額

配当所得の金額は、受取った配当金の額（**収入金額**）から株式などを取得するための**負債の利子**（借入金の利子）の金額を控除して計算します。

$$\text{配当所得の金額} = \text{収入金額} - \text{負債の利子}$$

【例題 1】

本年中に支払いを受けた配当等（税込金額）は、次のとおりである。
配当所得の金額を計算しなさい。

- (1) A社株式の剰余金の配当 250,000円
(この株式を取得するための借入金の利子が30,000円ある)
- (2) B社株式の剰余金の配当 120,000円

【解 答】

- (1) 収入金額
A社株式 B社株式
250,000円 + 120,000円 = 370,000円
- (2) 負債の利子
30,000円
- (3) 配当所得の金額
370,000円 - 30,000円 = 340,000円

3 源泉徴収

配当所得は、支払を受けるときに、次の金額が源泉徴収されます。

【源泉徴収税率】

種 類	所得税	住民税
上場株式等（持株 3 %以上のものを除く）の配当	15%※	5 %
証券投資信託の収益の分配		
その他（非上場、持株 3 %以上の上場株式等）の配当	20%※	—

※ 所得税は、復興特別所得税2.1%増（15%→15.315%、20%→20.42%）とされます。

4 課税方法 **頻出！**

*1 配当控除の適用を受けたい場合には、総合課税を選択します。

原則として**総合課税**^{*1}とされますが、下記**5**又は**6**の特例があります。
 なお、総合課税とした場合は、配当控除（P129）の適用があります。

5 申告不要制度 **実技頻出****(1) 上場株式等の配当等**

上場株式等の配当等（15%源泉徴収のもの）は、金額の多寡にかかわらず申告不要（確定申告しないこと）^{*2}とすることができます。

※ 申告不要とした場合には、配当控除の適用はできません。

*2 すでに源泉徴収が行われているため、申告しないこともできます。

(2) その他（非上場株式等）の配当等

その他の配当等（20%源泉徴収のもの）は、1回の支払金額が次の金額以下であれば、申告不要とすることができます。

- ・ 計算期間 1 年……………10万円
- ・ 計算期間 6 ヶ月……………5 万円

6 申告分離課税制度 **実技頻出**

上場株式等の配当等（15%源泉徴収のもの）は、15%（住民税 5 %）の税率で申告分離課税とすることができます。

申告分離課税は、**上場株式等の譲渡損失の金額**などがある場合に選択します^{*3}。

※ 申告分離課税とした場合には、配当控除の適用はできません。

*3 上場株式等の譲渡損失の金額などがある場合には、配当に係る源泉徴収税額の還付が行われることがあります。このときは申告分離課税を選択すると有利です。なお、この場合の課税標準は『上場株式等に係る配当所得等の金額』となり、申告分離課税とした利子所得の金額と合算します。

【課税方式と各種規定との関係】

	配当控除	上場譲渡損と 損益通算等	源泉徴収税額の精算
総 合 課 税	○	×	○
申告分離課税	×	○	○
申 告 不 要	×	×	×

(1) 上場株式等の配当等の一般的な課税方法

- ① 総合課税 …… 配当控除を適用したい場合
- ② 申告分離課税 … 上場株式等の譲渡損失と損益通算したい場合
- ③ 申告不要 …… 一般的な場合

(2) 非上場株式等の配当等の一般的な課税方法

- ① 原 則 …… 総合課税
- ② 10万円（5万円）以下の少額配当 …… 申告不要にできる
※ 高額所得者については申告不要が有利となる

【例題2】

本年中に受けた配当（税込金額）は、次のとおりである。

確定申告すべき配当所得の金額を計算しなさい。

配当の計算期間は6月とし、申告不要とできるものはすべて申告不要とする。

〔資 料〕

1. A社株式（非上場）の剰余金の配当 340,000円
2. B社株式（上 場）の剰余金の配当 150,000円
3. C社株式（非上場）の剰余金の配当 50,000円

【解 答】

- (1) A 社 340,000円
- (2) B 社 150,000円（上場であるため、申告不要）
- (3) C 社 50,000円（非上場で5万円以下のため、申告不要）
- (4) 確定申告すべき金額 340,000円（A社）

【例題3】

上場株式等に係る配当所得等の金額を計算しなさい。

- (1) 配当所得の金額〔申告分離〕 3,250,000円
 (2) 譲渡所得の金額〔上場株式等〕 △2,000,000円

【解 答】

Ⅰ 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得 〔 申 告 分 離 〕	3,250,000	
譲 渡 所 得 〔 上 場 株 式 等 〕	△2,000,000	

Ⅱ 課税標準

上場株式等に係る 配当所得等の金額	1,250,000	損益通算^{※1} $3,250,000 - 2,000,000 = 1,250,000$
----------------------	-----------	---

※1 損益通算については、P88で学習する。

※2 上場株式等の譲渡損失と損益通算することにより、配当所得の金額について源泉徴収税額の還付を受けることができる。

- ① 源泉徴収税額（源泉徴収税率20%とする）
 $3,250,000円 \times 20\% = 650,000円$
- ② 適正税額（損益通算後）
 $(3,250,000円 - 2,000,000円) \times 20\% = 250,000円$
- ③ 還付税額
 $① - ② = 400,000円$

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、正しいものを1つ選びなさい。

なお、復興特別所得税は考慮しないものとする。

1. 公社債投資信託の収益の分配による所得は、配当所得となる。
2. 個人事業主が事業資金で購入した株式の配当金に係る所得は、配当所得に該当する。
3. 申告不要とした配当金についても、配当控除の適用がある。
4. 非上場株式の配当金は、所得税15%、住民税5%が源泉徴収される。

正解 2

1. × 公社債投資信託の収益の分配による所得は利子所得になる。
2. ○ 個人事業主が事業用資金で購入した株式の配当金は事業所得ではなく、配当所得となる。
3. × 確定申告しないこととした配当金は、源泉徴収だけで課税関係が完結するので、配当控除はできない。
4. × 非上場株式の配当金は、所得税20%が源泉徴収され、住民税は源泉徴収されない。

3 不動産所得

★★★

不動産等の貸し付けによる所得が不動産所得になる

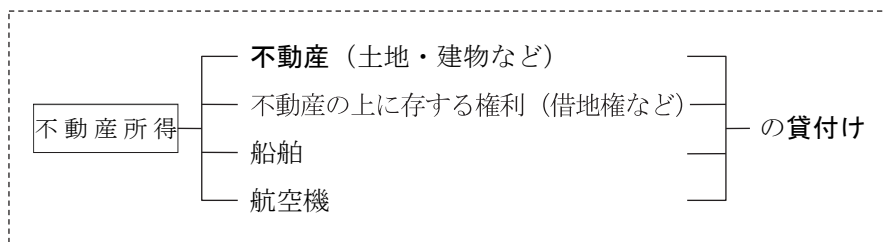


頻出！

Theme

1 不動産所得とは

不動産所得とは、**不動産**、不動産の上に存する権利、船舶または航空機の**貸付け**による所得をいいます。



2 不動産所得の金額

不動産所得の金額は、**総収入金額**から**必要経費**を控除して計算します。
 なお、**青色申告者**は、さらに**青色申告特別控除額**を控除します。

$$\text{不動産所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{青色申告特別控除額}$$

3 総収入金額

(1) 総収入金額となるもの

地代、家賃、礼金、権利金、更新料などがあります。

(2) 計上時期

地代や家賃などは、原則として**契約上の支払日**に計上します。

したがって、翌月分の家賃を当月末までに受け取る契約になっている場合には、**当月末に翌月分の家賃を計上***します。

ただし、前受けなどの経理をしている場合は、貸付期間に対応して計上することができます。

(3) 敷金、保証金などの取扱い

敷金、保証金などは、総収入金額に算入せず、**預り金**とします。

なお、返還不要となった金額があれば、**返還不要となった日**に、総収入金額に計上します。

*たとえば2022年の家賃収入は、2022年2月分から2023年1月分までとなります。これは、2022年1月分は2021年12月に計上され、2023年1月分は2022年12月に計上されることによりです。

4 必要経費

不動産所得の必要経費には、貸し付けた不動産の固定資産税、修繕費、損害保険料、減価償却費、借入金の利子^{*1}、管理人の給料などがあります。

※ 借入金の元本部分に係る返済額は必要経費になりません。

^{*1} 不動産所得の必要経費は、事業所得の必要経費と類似していますので『事業所得』を参照してください。

【例題 1】

Aさんは賃貸用アパートの建設費用3,000万円を銀行から借入れている。本年中の返済が以下のとおりである場合に不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額を求めなさい。

借入金の元本返済額 100万円

借入金の利息支払額 60万円

【解 答】

必要経費算入額 60万円（借入金の利息支払額）

5 青色申告特別控除額 **実技頻出**

青色申告者は、不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算をするときに、青色申告特別控除額として、55万円（電子申告等を行った場合は65万円）^{*2}または10万円を差引くことができます。

^{*2} 山林所得は55万円（65万円）の青色申告特別控除額は適用できません。

(1) 原 則

青色申告特別控除額は、原則として10万円（青色申告特別控除前の不動産所得の金額、事業所得の金額および山林所得の金額の合計額を限度とする）で、①不動産所得の金額、②事業所得の金額、③山林所得の金額の順に控除します。

(2) 特 例

不動産所得または事業所得を生ずべき事業^{*1}を営む青色申告者で、取引を詳細に記録している場合は、期限内申告^{*3}などを要件に55万円（青色申告特別控除前の不動産所得の金額および事業所得の金額の合計額を限度とする）を、①不動産所得の金額、②事業所得の金額の順に控除します。なお、この場合において、電子申告等の要件^{*2}を満たした場合には65万円を控除します。

^{*3} 期限後申告の場合であっても、10万円の特別控除は受けることができます。青色申告特別控除を受けられないわけではありません。

※1 不動産所得しかない場合には、不動産等の貸し付けを事業として営んでいなければなりません。

具体的には、貸家は5棟以上、アパートなどは10室以上有していなければなりません。

※2 電子申告または電子帳簿保存を行うことをいいます。

【青色申告特別控除】

	対象となる所得等			控除額
原則	不動産所得・事業所得・山林所得			10万円
特例	不動産所得（事業的規模） 事業所得	取引を詳細 に記録	—	55万円
			電子申告等	65万円

6 所得の判定で注意すべきもの

(1) 看板設置使用料など

建物の屋上や土地などに広告用看板を取り付けさせる場合の使用料も
不動産所得になります。

(2) 下宿・駐車場などの所得

単なる不動産の貸し付けではなく、サービスの提供を伴うもの*は事
業所得または雑所得になります。

*アパートや下宿において食事の提供を行う場合や駐車場において保管責任を負う場合などは事業所得または雑所得になります。

(3) 従業員用アパートの家賃

社宅や従業員用アパートの家賃は、**事業所得**になります。

(4) 不動産等の譲渡による所得

不動産等の譲渡による所得は、不動産所得ではなく**譲渡所得**になります。

(5) 事業的規模の不動産等の貸付による所得

不動産等の貸付規模が事業的規模であっても、その所得は事業所得ではなく、**不動産所得**になります。

【例題2】

次のうち、不動産所得に該当するものを選びなさい。

- (1) 販売業を営む者の従業員用アパートの貸付けに係る家賃収入
- (2) 広告用看板の建物の屋上使用料
- (3) 賃貸アパートを譲渡したことによる収入
- (4) 事業的規模で不動産の貸付けを行ったことによる賃貸料収入

【解 答】

(2)、(4)

※ 事業所得になるもの (1)

譲渡所得になるもの (3)

【例題3】

Aさんはアパート1棟（16室）を有しており、本年分の収入金額、必要経費は以下のとおりである。なお、期限内申告を行うものとする。
不動産所得の金額を計算しなさい。

Aさんは、青色申告者で、取引内容を詳細に記録しており、電子申告を行っている。

家賃は、翌月分を毎月末日までに受領する契約である。

(1) 収入金額

家賃	8,920,000円（翌年1月分750,000円が含まれている）
権利金	2,640,000円（うち、1,320,000円は契約満了時に全額返還するものである）

(2) 必要経費 6,044,000円

【解答】

(1) 総収入金額

$8,920,000円 + (2,640,000円 - 1,320,000円) = 10,240,000円$

翌年1月分の家賃は本年12月末日に受領する契約であるため、本年分の家賃収入となる。

(2) 必要経費

6,044,000円

(3) 青色申告特別控除額

$(1) - (2) \geq 650,000円 \quad \therefore 650,000円$

16室（10室以上）のため事業的規模となり、電子申告等の要件を満たすことから青色申告特別控除額は65万円となる。

(4) $10,240,000円 - 6,044,000円 - 650,000円 = 3,546,000円$

ケーススタディ

所得税における不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入される金額として、最も不適切なものはどれか。

1. 建物の貸付けにより受け取る権利金（返還を要しないもの）
2. 建物の貸付けにより受け取る賃貸料
3. 建物の賃貸借契約を仲介する際に受け取る仲介手数料
4. 建物の賃貸借契約を更新する際に貸主が受け取る更新料

正解 3

1. ○ 敷金、保証金などの権利金は預り金となり、総収入金額に算入されないが、返還を要しないものは、総収入金額に算入される。
2. ○ 賃貸料は、総収入金額に算入される。
3. × 不動産仲介業の手数料は、不動産所得ではなく事業所得となるため、不動産所得の金額の計算上、総収入金額には算入できない。
4. ○ 更新料は、総収入金額に算入される。

4 事業所得

★★★

事業（商売）から生ずる所得が事業所得になる

Theme

1 事業所得とは

事業所得とは、農業、小売業、卸売業、製造業、サービス業その他の事業から生ずる所得をいい、プロスポーツ選手、作家、俳優などの自由業の所得も事業所得になります。

《次のものも事業所得になる》^{*1}

- (1) 社宅や従業員用アパートの使用料収入
- (2) 取引先や従業員に対する貸付金の利子^{*2}
- (3) 棚卸資産の保険金等^{*3}

*1 事業用の建物、土地や車両などの譲渡による所得は、譲渡所得となります。

*2 友人に対する貸付金の利子は雑所得となります。

2 事業所得の金額 頻出！ 実技頻出

事業所得の金額は総収入金額から必要経費を控除して計算します。

なお、青色申告者は、さらに青色申告特別控除額（P29参照）を控除します。

*3 棚卸資産が運送中に損傷したり、火災で焼失した場合に受取った保険金や損害賠償金も事業所得になります。

事業所得の金額 = 総収入金額 - 必要経費 - 青色申告特別控除額

3 総収入金額の計上時期

商品などの棚卸資産の販売による収入金額は、原則として引き渡しがあった日に計上します。

【例題1】

次のうち事業所得に係る総収入金額に算入されるものを選びなさい。

- (1) 従業員に対する貸付金利子
- (2) 取引先の株式を保有していることによる配当金収入
- (3) 従業員用アパートの家賃収入
- (4) 事業用自動車の売却収入
- (5) 事業用資金の銀行預金の利息

【解答】

(1)、(3)

※ (2)は配当所得、(4)は譲渡所得、(5)は利子所得

4 必要経費

事業所得に係る必要経費については、原則として、①**売上原価等**および②その年における**販売費、一般管理費等**の費用（償却費以外の費用については債務の確定していないものを除く）の額とします。

5 売上原価**(1) 売上原価の計算**

売上原価は、次の算式により計算します。

$$\text{年初棚卸高} + \text{当年仕入高} - \text{年末棚卸高} = \text{売上原価}$$

売上原価

年初棚卸高	売上原価
当年仕入高	
	年末棚卸高

(2) 選定できる評価方法

棚卸資産の評価方法は、**原価法**（先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法など）によります。

なお、**青色申告者**は、**低価法**（原価と年末時価のいずれか低い方を評価額とする方法）を選定することができます。

(3) 評価方法の届出

事業を開始した場合には、事業開始年分の確定申告期限まで（**開業年の翌年3月15日まで**）に、評価方法を届出しなければなりません。

なお、評価方法を変更しようとする場合には、変更しようとする年の3月15日までに承認申請書を提出します。

(4) 法定評価方法

評価方法を届出なかった場合には、**最終仕入原価法**を選定したことになります。

6 家事関連費、租税公課など

(1) 家事関連費

店舗併用住宅の家賃や水道光熱費のように、業務上の経費と家事上の経費が含まれている経費を、家事関連費といいます。

家事関連費には、生活費部分が含まれていますので、**業務の遂行上必要であることが明らかにできる部分だけ**を必要経費にします。

(2) 租税公課 **頻出！**

① 必要経費にできないもの

イ 所得税および住民税

……所得の処分の性格

※ 利子税のうち一定のものは、必要経費にすることができます。

※ 所得税を納めるための借入金の利子は、必要経費にすることはできません。

ロ 延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税および重加算税ならびに印紙税の過怠税……罰則的な性格

ハ 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金および重加算金

……罰則的な性格

ニ 罰金、科料および過料（交通反則金など）

……罰則として課されたもの

※ レッカー代などは、業務の遂行上必要なものであれば、必要経費にすることができます。

② 必要経費にできるもの

固定資産税、都市計画税、事業税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などで業務に係るものは必要経費にします。

(3) 交際費など

業務の遂行上必要なものであれば、**全額必要経費**になります。

なお、法人税では必要経費（損金）にできる限度額などがあります。

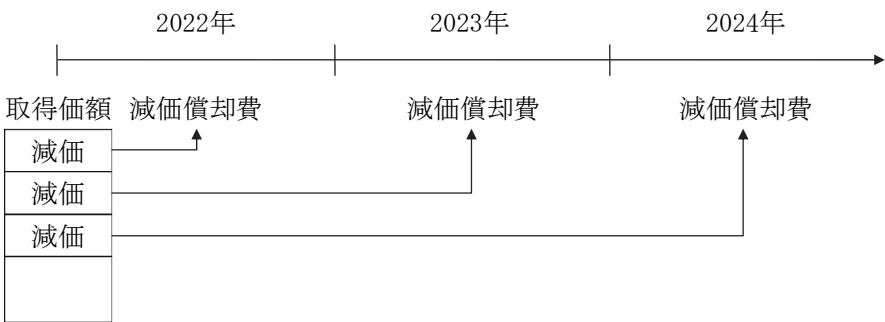
7 減価償却 **頻出！** **実技頻出**

建物、備品、車両運搬具などは、使用している間に、少しずつ価値が減少（減価）します。

そこで、決算に際して、これらの資産について本年分の減価分を計算し、それを減価償却費（必要経費）として計上し、同時にその資産の帳簿価額を減額させます。

この手続のことを、**減価償却**といいます。

【減価償却の仕組】



(1) 選定できる減価償却方法

建 物 等 …… 定額法
※ 建物、2016年4月1日以後取得の建物附属設備および構築物
上記以外 …… 定額法または定率法

① 定額法

$$\text{取得価額} \times \text{定額法償却率}$$

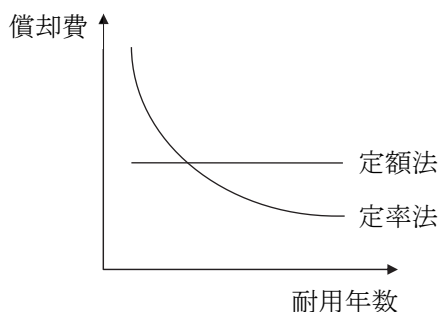
② 定率法

$$(\text{取得価額} - \text{償却費の額の累積額}) \times \text{定率法償却率}$$

(参考) 償却率

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定額法	0.500	0.334	0.250	0.200	0.167	0.143	0.125	0.112	0.100
定率法	1.000	0.667	0.500	0.400	0.333	0.286	0.250	0.222	0.200

【定額法と定率法】*1



*1 定率法は定額法に比べて耐用年数の初期において多額の償却費を計上することができますが、耐用年数が経過するごとに急速に償却費が減少します。

(2) 償却方法の届出

事業を開始した場合には、事業開始年分の確定申告期限まで（開業年の翌年3月15日まで）に、償却方法を届出しなければなりません。

なお、償却方法を変更しようとする場合には、変更しようとする年の3月15日までに承認申請書を提出します。

(3) 法定償却方法

建物等以外の減価償却資産について償却方法を届出なかった場合は、**定額法***2を選定したことになります。

*2 法人税の場合には、定率法が法定償却方法となります。

(4) 年の中で業務の用に供した場合

$$\text{年償却費} \times \frac{\text{業務供用日から年末までの月数（1月未満切上）}}{12}$$

(5) 少額減価償却資産*3の必要経費算入

取得価額が10万円未満の減価償却資産は、取得価額相当額を業務の用に供した年分の必要経費に算入します。

*3 貸付用（主要な事業として行われるものを除く）を除きます。

※ 青色申告者である中小事業者等（常時使用する従業員数が500人以下の個人）は、取得価額が30万円未満（1年間で300万円限度）のものについては、少額減価償却資産として、取得価額相当額を業務の用に供した年分の必要経費に算入することができます。

【例題2】

次の資料にもとづき、減価償却費の額を計算しなさい。

なお、青色申告者である中小事業者に該当し、償却方法の届出を行ったことはない。また、資産はすべて貸付の用に供するものではない。

資 産	取得価額	耐用年数	備 考
備 品 A	1,200,000円	8 年	本年10月11日に事業供用
備 品 B	287,000円	6 年	本年8月18日に事業供用
車 両	1,100,000円	5 年	本年3月7日に事業供用

耐用年数	5 年	6 年	7 年	8 年
定額法	0.200	0.167	0.143	0.125
定率法	0.400	0.333	0.286	0.250

【解 答】

$$(1) \text{ 備品 A } 1,200,000\text{円} \times 0.125 \times \frac{3}{12} = 37,500\text{円}$$

※ 償却方法の届出を行わなかった場合には法定償却方法である「定額法」が適用される。

$$(2) \text{ 備品 B } 287,000\text{円} < 300,000\text{円} \quad \therefore 287,000\text{円}$$

※ 青色申告者である中小事業者に該当するため、取得価額30万円未満の減価償却資産については、その取得価額相当額を業務供用年分の必要経費に算入できる。

$$(3) \text{ 車 両 } 1,100,000\text{円} \times 0.200 \times \frac{10}{12} = 183,333\text{円}$$

※ 償却方法の届出を行わなかった場合には法定償却方法である「定額法」が適用される。

$$(4) (1) + (2) + (3) = \underline{507,833\text{円}}$$

8 同一生計親族が事業から受ける対価**(1) 原則的取扱い**

事業主と同一生計^{*1}の親族が、その事業主から給料、利息、地代家賃などの支払いを受ける場合には、次のように取扱われます。

① 事業主

イ 同一生計親族に支払った給料、利息、地代家賃などは、必要経費に算入できません^{*2}。

ロ 同一生計親族が負担する必要経費を、事業主の必要経費に算入します。

② 同一生計親族

事業主から受け取った給料、利息、地代家賃などおよびそれらに係る必要経費はないものとみなされます。

^{*1} 「同一生計」とは、明らかに独立した生活をしていない限り、同居している場合をいいます。また、別居していても生活費の仕送りをしている場合なども該当します。

^{*2} 親族であっても別生計（別生計の父母など）であれば、その者に支払った給料、利息、地代家賃などは必要経費に算入できます。

【例題3】

Aさんは、物品販売業を行うにあたり、同一生計の妻の所有する建物を倉庫として使用し、その使用料を妻に支払っている。以下の資料のうち、Aさんの本年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額はいくらか。

（倉庫用建物に係る費用）

① 妻に支払った賃借料	36万円
② 妻が負担した固定資産税	10万円
③ 減価償却費	20万円

【解 答】

Aさんが妻に支払った賃借料は、Aさんの必要経費と認められない。

Aさんの妻が負担した固定資産税および妻の所有する建物の減価償却費は、Aさんの必要経費として認められる。

$$\therefore \frac{10\text{万円}}{\text{固定資産税}} + \frac{20\text{万円}}{\text{減価償却費}} = 30\text{万円}$$

(2) 青色事業専従者給与 **頻出！**

法人税では、役員報酬は不相当に高額な部分を除き、原則として損金に算入されます。

そこで、法人税とのバランスを図る上から、所得税においても、この取扱いが設けられました。

① 内 容

イ 事業主

青色申告者と同一生計の親族（年齢15歳未満の者を除く）で、その青色申告者の営む事業に専ら従事するもの（青色事業専従者）が、「青色事業専従者給与に関する届出書」の記載額の範囲内において給与^{*1}の支払いを受けた場合には、その給与のうち、**労務の対価として相当な金額**は、事業主の**必要経費**に算入します。

ロ 青色事業専従者

事業主の所得の金額の計算上、必要経費に算入された金額は、青色事業専従者の**給与所得に係る収入金額**とします。

② 手 続

この特例を受けようとする年の**3月15日まで**^{*2}（その年1月16日以降新規開業などの場合には、新規開業日などから**2ヶ月以内**）に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければなりません。

③ その他

イ 青色事業専従者

青色事業専従者は、事業主の事業に専従しなければなりません、次に該当する人は、その期間は原則として専従期間にはなりません。

- ・ 高校、大学、専修学校などの学生または生徒である人
- ・ 他に職業のある人など

ロ 退職金の取り扱い

青色事業専従者に支払った**退職金は必要経費に算入できません**。
必要経費にできるのは、毎月の**給与と賞与**（ボーナス）に限られています。

*1 必要経費に算入できるのは「給与」のみであり、利息や地代は対象となりません。

なお、必要経費に算入できる給与は「実際に支給」されたものであることが必要です。

*2 「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出期限は「特例を受けようとする年の翌年3月15日まで」ではないことに注意してください。

【例題 4】

青色申告者であるAさんは、物品販売業を行うにあたり、同一生計の妻を青色事業専従者として「青色事業専従者給与に関する届出書」を期日までに提出し、給与の支払いを行っている。以下の資料のうち、Aさんの本年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額はいくらか。

(妻に支払った給与)

300万円

※ Aさんは妻を青色事業専従者とする所定の届出を行い、その他の要件を満たしている。なお、支払った給与は「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された範囲内であり、労務の対価として相当な金額である。

【解 答】

Aさんが妻に支払った給与は「青色事業専従者給与」であるためAさんの必要経費として認められる。

∴ $\frac{300\text{万円}}{\text{青色事業専従者給与}}$

(3) 事業専従者控除

青色申告者以外の事業主と同一生計の親族（年齢15歳未満の者を除く）で、その事業主の営む事業に専ら従事するもの（事業専従者）がある場合には、事業専従者1人につき、次のうち**いずれか少ない金額**（事業専従者控除額）は、事業主の必要経費とみなされます。

① 年間500,000円（配偶者の場合860,000円）

② $\frac{\text{この規定適用前の事業所得などの金額}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

なお、必要経費とみなされた金額は、各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなされます。

(4) 所得控除との関係 頻出！

青色事業専従者や事業専従者は、所得要件を満たしていても、事業主又はその同一生計親族の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除および障害者控除の対象となりません。

ケーススタディ

所得税における事業所得の金額の計算における必要経費に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 減価償却資産の償却方法は、「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出していない場合、原則として定率法により計算する。
2. 「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出した場合、青色事業専従者に実際に給与を支給したかどうかにかかわらず、その届出額を必要経費に算入することができる。
3. 個人事業主が自己を被保険者とする所得補償保険の保険料を支払った場合、その全額を必要経費に算入することができる。
4. 個人事業主が事業所得に係る個人事業税を納付した場合、その全額を必要経費に算入することができる。

正解 4

1. × 所得税法における法定償却方法は、定額法となる。そのため、届出をしなかった場合は、定額法で減価償却を行う。
2. × 事業所得の必要経費に算入できるのは、届出書に記載した金額の範囲内で実際に支給した額となる。
3. × 個人事業主が自己を被保険者とする所得補償保険の保険金は非課税であることから、その保険料は、必要経費に算入できない。
4. ○ 事業税は必要経費に算入できる。